

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	自治協働課 市民相談室
委託業務名	税務相談業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目
概要	税理士による、大津市民を対象とした税務相談
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約金額	616,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市大將軍一丁目 7 番 16 号 [名称] 近畿税理士会大津支部
契約相手方の選定理由	多様な税目に精通し、的確に申告と納税のアドバイス等の相談業務が行えるのは、税務の専門資格を有する税理士である。また、年間を通して継続して相談業務を行うことから、特定の税理士では契約の負担及びリスクが大きくなる。 このため、大津市に事務所を有する税理士を会員として構成されている近畿税理士会大津支部を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。